7　法第十二条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　当該承認に係る移入していた場所の所在地及び名称

三　当該承認を受けた年月日

四　届出の理由

五　法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日

六　その他参考となるべき事項

第五条の見出しを「（未納税引取りの承認の申請等）」に改め、同条第三項中「同号」を「同項第二号」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「第四条第七項」に改める。

第八条第三項中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、同条第六項中「、それぞれ」を削る。

第十一条第二項中「承継した相続人」の下に「（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「個人番号、被相続人」の下に「（包括遺贈者を含む。以下この号において同じ。）」を、「）」の規定による相続分及び相続」の下に「（包括遺贈を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第五条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十一条（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百五十六号）第二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）の規定は、同年四月一日から施行する。

（製造たばこの本数の換算方法に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第四十七条第一項から第四項までの各号に掲げる製造たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第三条　平成三十年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間における改正後のたばこ税法施行令（次項及び次条第二項において「新令」という。）第三条第四項の規定の適用については、同項中「法第十一条第一項に規定する」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号（製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）に定める」とする。

2　平成三十二年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における新令第三条第四項の規定の適用については、同項中「法第十一条第一項に規定する」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号（製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）に定める」とする。

（手持品課税に係る申告等）

第四条　改正法附則第五十一条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告者の住所（住所がない場合には、居所。以下この条において同じ。）、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。第六項第一号及び第八項第一号において同じ。）（個人番号を有しない個人にあっては、住所及び氏名）

二　貯蔵場所（改正法附則第五十一条第二項に規定する貯蔵場所をいう。以下この条において同じ。）の所在地及び名称

2　新令第十一条第二項から第五項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

3　改正法附則第五十一条第六項の承認を受けようとする者は、製造たばこを保税地域（改正法附則第四十七条第一項に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）に入れたときは、当該保税地域の所在地を所轄する税関長にその旨を届け出るとともに、当該製造たばこの区分（改正法附則第五十一条第二項第一号に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。）及び区分ごとの数量、その置かれている保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。

4　前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第五十一条第六項の承認をしたときは、立会いその他の方法により当該廃棄の事実を確認するものとする。

5　改正法附則第五十一条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類（次項及び第八項において「手持品課税対象証明書」という。）で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの（当該製造たばこにつき当該確認を受けようとする者と同条第一項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあっては、同項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けたもの）を添付し、これを同条第六項の税関長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

三　当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称

四　当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売場の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

6　前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二　当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

四　当該製造たばこを引き取った特定販売業者（改正法附則第四十八条第二項に規定する特定販売業者をいう。）の住所及び氏名又は名称並びに当該製造たばこの引取りに係る保税地域の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

7　第五項の申請書の提出を受けた税関長は、改正法附則第五十一条第六項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

8　改正法附則第五十一条第七項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該製造たばこにつき同条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書を添付し、これを同条第七項の税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二　当該製造場の所在地及び名称

三　当該製造たばこを当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四　当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

五　当該製造たばこにつき改正法附則第五十一条第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称

六　その他参考となるべき事項